

非営利法人(仮称)制度の創設に関する検討課題(財団関係その3)

公益性を要件としない財団法人制度について(その2) -

1 公益性を要件としない財団法人制度について(WG資料6の1)

公益性を要件としない財団形態の法人制度を創設する方向で検討することとしてよいか。

1 公益の概念が絞られるということになった場合、その受け皿として公益性を要件としない財団法人制度が必要となるのではないか。

2 より積極的な根拠として、次のような点が考えられるのではないか。

設立者意思が動かしにくく、その意思が永続的に維持されるタイプの法人を設けておくことに意味があるのではないか(例えば、特定の人々に対して奨学金を給付することを目的とする場合)

人々の結合体ではなく、財産の集合に法人格を与えることに意味があるのではないか(例えば、美術館の管理、運営や同窓会のために用いる財産の管理を目的とする場合)。

公益性のあるものに限らず財団形態の法人制度を設けることは、財産処分の自由の一環として位置づけることができるのではないか。

3 他方、公益性を要件としない財団法人制度を設けることについては、次のような指摘に留意が必要ではないか。

家族世襲財団を作るために用いられたり、財産が固定化するおそれがないか。

ガバナンスのあり方として、少数の理事者だけで十分といえるか。

信託宣言にならないか、信託制度との役割分担についてどう考えるべきか。